

退職や失業などにより所得がなくなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。

▼減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▼対象

- ▲次の①～③全てに該当する方
 - ①平成24年中の総所得金額が800万円以下の人
 - ②失業、休業（育休含む）、または廃業などの事由が発生した方
 - ③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人

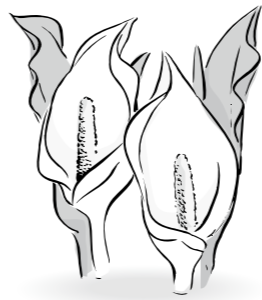
※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります。

※課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること。

られる場合

※課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること。

▼申請に必要なもの 納税通知書、印鑑、前述の②・③に該当することを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など。年金受給者は年金証書、年金改定通知など最新の年金額がわかるもの）。相続人が町外の方の場合は、相続人の所得証明書



平成25年度 個人住民税（町民税・県民税）の改正

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

平成25年度から実施される、個人住民税の主な改正点についてお知らせします。

1. 生命保険料控除制度の改正

平成22年度の税制改正により、生命保険料控除が次のとおり改組され、平成25年度の町・県民税（個人住民税）から適用されます。

イ) 介護医療保険料控除の新設

平成24年1月1日以後に締結した保険契約など（以下「新契約」）のうち、新たに介護医療保険契約に該当する保険料などについて所得から控除されます。控除限度額は28,000円です。

ロ) 一般生命保険料及び個人年金保険料控除の適用限度額の変更

「新契約」についての各種控除の適用限度額が28,000円となり、合計限度額が70,000円になります。また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る控除（以下「旧契約」）については、各種控除の適用限度額が35,000円、合計限度額が70,000円で従前の限度額が適用されます。

※「新契約」「旧契約」両方の保険契約などに係る控除がある場合

「新契約」の控除のみ申告、「旧契約」の控除のみ申告、「新契約」「旧契約」両方の控除を申告の3通りのうち、いずれかを選択して申告できます。「新契約」「旧契約」両方の控除を申告する場合は、それぞれの計算式で算出された合計額が控除されますが、各種控除の適用限度額が28,000円となり、合計限度額が70,000円になります。

生命保険料控除の改正

【新契約】平成24年1月1日以後に締結した保険契約など控除額の計算式

【A】年間の支払保険料など	控除額
12,000円以下	年間の支払保険料など【A】の全額
12,001円以上32,000円以下	【A】×0.5+6,000円
32,001円以上56,000円以下	【A】×0.25+14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した保険契約など控除額の計算式

【A】年間の支払保険料など	控除額
15,000円以下	年間の支払保険料など【A】の全額
15,001円以上40,000円以下	【A】×0.5+7,500円
40,001円以上70,000円以下	【A】×0.25+17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

控除限度額

控除限度額	「新契約」の場合※	旧契約の場合
一般生命保険料控除	28,000円	35,000円
個人年金保険料控除	28,000円	35,000円
介護医療保険料控除	28,000円	—
合計控除限度額	70,000円	70,000円

※「新契約」「旧契約」両方の場合を含む

2. 退職所得に係る控除の改正

退職所得に係る10%税額控除が廃止されます

平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得から適用されます。

退職所得に係る町・県民税（個人住民税）については、退職所得に係る町・県民税（個人住民税）の所得割の額から税額の10%を控除する仕組みとなっておりましたが、この10%の税額控除が廃止されました。

勤続年数5年以下の法人役員などの退職所得について2分の1課税が廃止されます（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得から適用されます）

勤続年数などが5年以下の法人役員など（※）が支払いを受ける退職金のうち、その役員などの勤続年数に対応する退職手当などについては、退職所得控除後の所得金額を2分の1にする措置が廃止されました。

計算式

【改正前】

$$\text{所得割額} = \text{退職所得金額} \times 10\% \left(\begin{array}{l} \text{町民税} 6\% \\ \text{県民税} 4\% \end{array} \right) \times 0.9\%$$
 ↓
 【改正後】

$$\text{所得割額} = \text{退職所得金額} \times 10\% \left(\begin{array}{l} \text{町民税} 6\% \\ \text{県民税} 4\% \end{array} \right)$$

年金

こんな時には届出・手続きを

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
 古古川年金事務所 ☎079(427)4743

会社を退職したとき

会社などで厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第2号被保険者になります。

第2号被保険者の方が20歳以上60歳未満の間に、会社などを退職したときは、国民年金の第1号被保険者になります。

【届出】市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき

会社などで厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方（20歳以上60歳未満の方に限ります）は、国民年金の第3号被保険者になります。

第3号被保険者の方のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなると、第1号被保険者になります。

【届出】市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

出します。

被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者の方が会社などを退職して、厚生年金や共済組合の加入者（第2号被保険者）でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になります。

【届出】市区町村役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

※第3号被保険者の方が離婚したときにも、被扶養配偶者でなくなるための手続きが必要です。

※老齢厚生年金などを受け取る権利をもっている配偶者の方が65歳になって第2号被保険者でなくなったときも、その人に扶養されている配偶者は第3号被保険者として、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>